

# 水戸市緑化推進会議

## 会議次第

日時 令和5年2月28日（火）

午前10時15分

場所 水戸市公園協会2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議題第1号 会長及び副会長の選任について

議題第2号 保存樹小委員会の設置について

議題第3号 市からの報告事項について

4 閉 会

## 会長及び副会長の選出について

水戸市緑化推進会議条例

第 5 条 推進会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、推進会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会 長 \_\_\_\_\_

副会長 \_\_\_\_\_

## 保存樹小委員会設置について

水戸市緑化推進会議条例

第7条 推進会議に、特別な事項を調査するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、前条の規定を準用する。

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

## 市からの報告事項について

- 1 千波公園におけるパーク PFI の実施状況について
- 2 カシノナガキクイムシの発生状況について
- 3 保存樹の現況調査について
- 4 身近な公園の利用に係る意見の聴取について

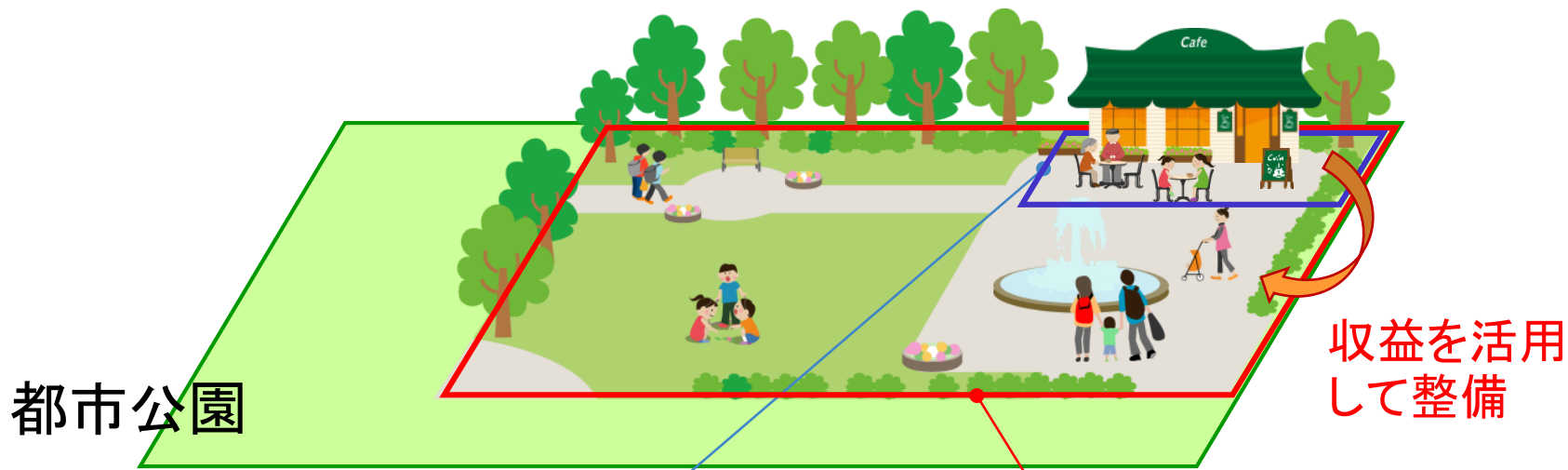
## 千波公園パークPFIについて

### ● 公募設置管理制度 (Park-PFI) とは

○都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き

条件

園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと



民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

カフェ等の収益施設  
(公募対象公園施設)

広場、園路等の公共部分  
(特定公園施設)

従前

民間資金

公的資金

新制度

民間資金

収益を充当

公的資金

## 最優秀提案の概要について

### 1 事業の方針

#### 場づくりを“まちづくり”につなぐ well-being Park 構想

個人としてのウェルビーイング（心身ともに健康である状態）と社会としてのウェルビーイング（人がつながりまちが健全である状態）の実現に向けて千波公園で過ごす豊かな時間を創造し、水戸市のさらなる活性化を目指します。

### 2 事業実施体制

代表法人	構成企業	
大和リース(株) 支店:茨城県水戸市	(株)アダストリア 本店:茨城県水戸市	(株)横須賀満夫建築設計事務所 本店:茨城県水戸市

### 3 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備計画

(1) 公募対象公園施設の概要（敷地面積 5,498 m<sup>2</sup>，予定延床面積 2,044 m<sup>2</sup>）

- ① マルシェ ② 物販施設 ③ カフェ ④ レストラン ⑤ ベーカーリー
- ⑥ スポーツラウンジ・サウナ ⑦ 交流スペース
- ⑧ コンディショニングセンター ⑨ アウトドア ⑩ 駐車場
- ⑪ 多目的コート

(2) 特定公園施設の概要（敷地面積 7,143 m<sup>2</sup>，予定延床面積 304 m<sup>2</sup>）

- (ア) トイレ・防災倉庫 (イ) インフォメーション (ウ) 休養施設 (エ) 遊戯施設
- (オ) 石像 (カ) 修景施設 (キ) 芝生の広場 (ク) 駐輪場 (ケ) デッキ (コ) 植栽
- (サ) 園路

### (3) 偕楽園本園からの眺望に配慮した提案

#### ・偕楽園本園からの景観配慮

徳川斉昭公の「一張一弛」の思想により造られた偕楽園本園は、この地にしかない景観を作り出しています。そこで、水・緑・景観の保存、埋設施設への配慮など、この地の環境を活かすことを施設計画の基本とします。眺望を損なわない色彩の木造平屋建小規模建築を自然で繋ぐことにより、環境に溶け込むことを考えます。また、施設の高さを抑え、景観への影響を低減します。

#### ▼偕楽園からの眺望



#### ・偕楽園公園との一体的景観配慮

自然的景観を保存し、親和性の高い施設として人や自然や生態系に寄り添い、偕楽園公園の一体的景観を創出します。

また、歴史的景観と同調する施設デザイン、偕楽園の景観に配慮した自然と調和する色彩計画にするとともに、建物の高さを抑え、木々のスカイラインに調和する勾配屋根とします。

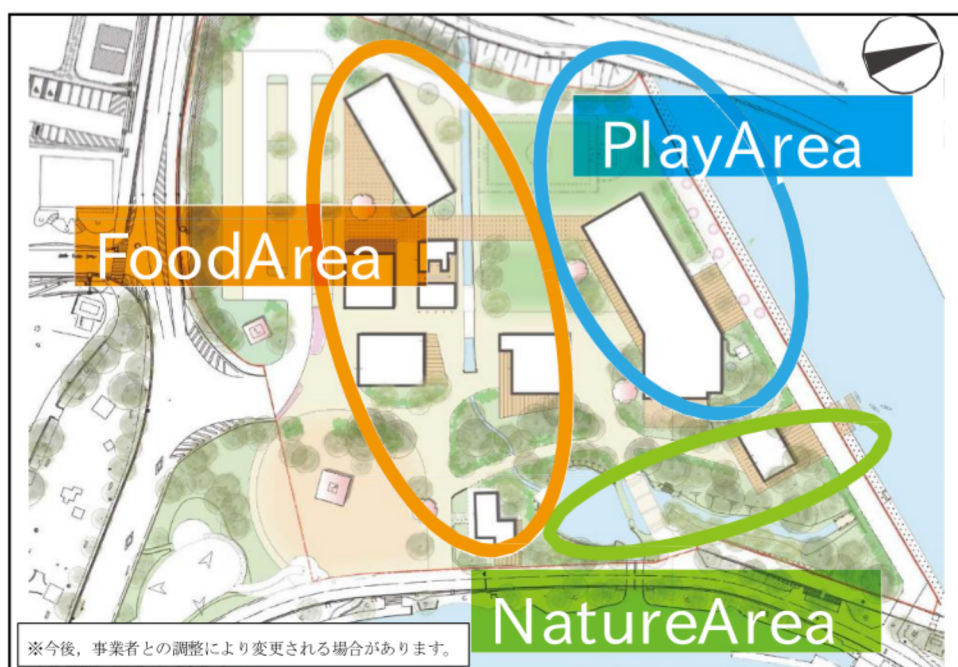
## ▼外観イメージ



### (4) 施設配置・施設規模の計画の提案

- ・周辺環境と連携した3つのゾーニング計画で、滞在性・利便性を向上

既存環境から生まれた空間に施設を分棟配置し、あらゆる方向からのアクセス性や周辺環境との連携を向上させます。また、まちなかと千波湖周辺を結ぶ動線を創出し、賑わいを連続させます。





# 公園利用に係るご意見まとめ

## 資料2

これらは、水戸市緑化推進委員の皆様が、日常的に公園を利用する中で気づいた、良い点や悪い点などの率直なご意見をまとめたものです（令和4年8月意見聴取実施）。

- 公園の名称や注意看板等が設置されており、管理主体が明確となっていることが良い点である。
- 外周がフェンスや柵等で区分されていることが良い点である。
- 樹木の剪定や草取りなど、定期的な維持管理がされていることが良い点である。
- 公園内部が比較的外から見え、透明性があるということが良い点である。
- ベンチや水飲み場、照明設備、トイレなどがあることが良い点である。
- ゴミ箱を置かずに持ち帰りになっていることが良い点である。
- 健康遊具が不足している公園が見受けられることが悪い点である。
- 一部バリアフリーに欠ける箇所や、ゴミが捨てられていたり、犬や猫の糞が放置されたままであったり、管理が十分でないところが見られることが悪い点である。
- 児童遊園について、規模や施設内容等に格差が見受けられることが悪い点である。
- 街区公園が少ないことが悪い点である。

附属機関委員名簿

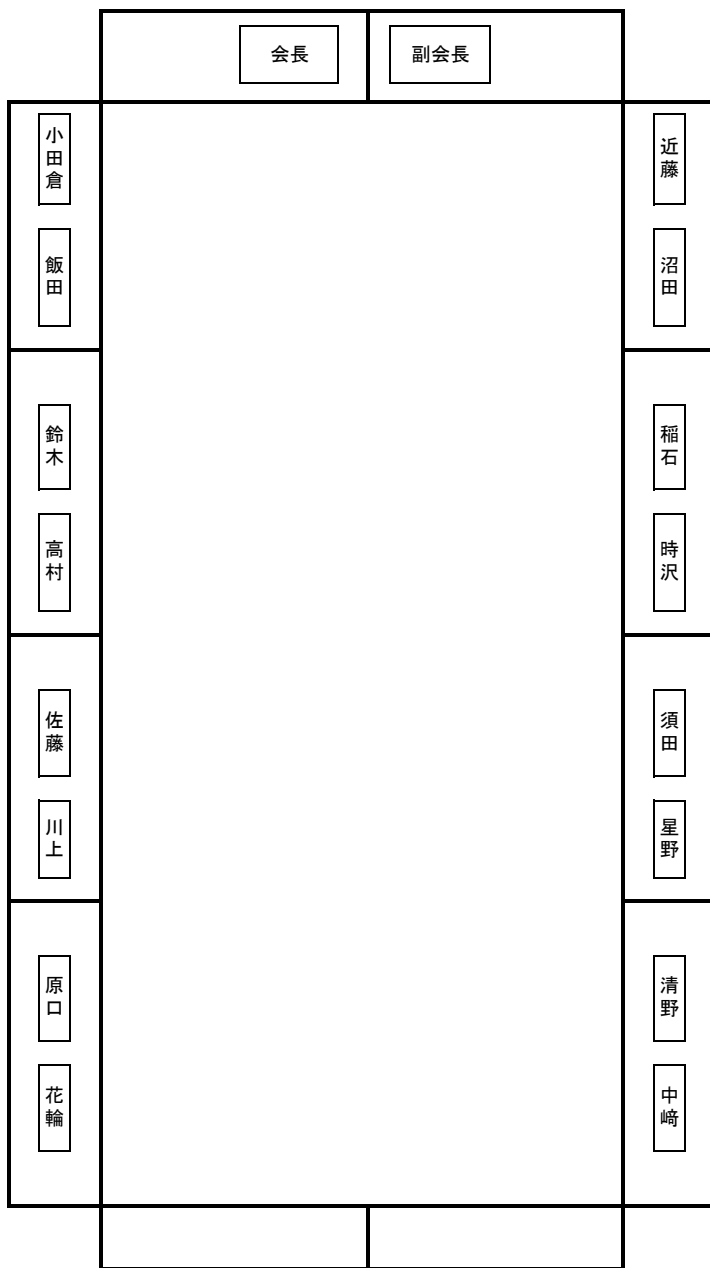
附属機関の名称 **水戸市緑化推進会議**

[委員の任期 令和4年9月1日 から 令和6年8月31日 まで]

	ふりがな 委員の氏名	性別	選出区分	期数及び 年数	団体等名及び役職名
1	いないし まきひと 稲石 将人	男	商工業団体	2 期 3 年	(一社)日本造園組合連合会 茨城県支部 水戸分会
2	ときざわ しょうめい 時沢 義明	男	商工業団体	1 期 2 年	水戸市造園建設業協同組合
3	おだいら やすいえ 小田倉 康家	男	地域団体	2 期 4 年	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 副会長
4	すだ じゅんこ 須田 順子	女	地域団体	2 期 4 年	千波湖周辺の公園と自然を愛する市民の会
5	ほしの まさみ 星野 正美	男	地域団体	2 期 4 年	大塚池公園を愛する市民の会 会長
6	せいの たかし 清野 崇	男	地域団体	2 期 4 年	街を花と緑でいっぱいにする会 会長
7	なかさき やすひろ 中崎 保洋	男	環境団体	期 年	茨城生物の会 理事
8	さかもと てるお 酒本 輝夫	男	環境団体	4 期 8 年	日本野鳥の会
9	ぬまた けいぞう 沼田 佳三	男	学識経験者	4 期 8 年	(一社)日本樹木医会茨城県支部
10	さとう みつこ 佐藤 美律子	女	学識経験者	2 期 4 年	(公社)日本技術士会茨城県支部 副支部長 (女性人材バンク登録者)
11	さかきばら けいこ 榊原 恵子	女	学識経験者	2 期 4 年	(公社)日本フラワーデザイナー協会茨城県支部 (あなたも師・達人制度講師)
12	こんどう ていじ 近藤 禎二	男	学識経験者	1 期 2 年	森林総合研究所林木育種センター
13	かわかみ おさむ 川上 脩	男	学識経験者	1 期 2 年	茨城県植物園 緑の相談員
14	こうむら ゆきお 高村 幸夫	男	行政機関	期 年	国土交通省関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所長
15	すずき のりこ 鈴木 宣子	女	議会	1 期 2 年	水戸市議会議員
16	いいた まさみ 飯田 正美	男	議会	4 期 5 年	水戸市議会議員
17	はらぐち へいじ 原口 英史	男	一般市民(公募)	期 年	
18	はなわ まち 花輪 万智	女	一般市民(公募)	期 年	
19				期 年	
20				期 年	

# 水戸市緑化推進会議 席次表

司会	事務局
----	-----



森林総合研究所  
林木育種センター

日本樹木医会  
茨城県支部

日本造園組合連合会  
茨城県支部

水戸市造園建設業  
協同組合

千波湖周辺の公園と  
自然を愛する市民の会

大塚池公園を愛する  
市民の会

街を花と緑で  
いっぱいにする会

茨城生物の会



出入口

受付

記者席	傍聴席
-----	-----

○水戸市緑化推進会議条例

平成4年9月22日

水戸市条例第60号

水戸市緑化推進会議設置条例（昭和48年水戸市条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の優れた自然を保全し、緑豊かな生活環境を確保するとともに、市民、事業者及び行政機関が一体となって緑のまちづくりを進めるため、水戸市緑化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、緑化推進の方策を検討するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 緑化の基本計画に関すること。
- (2) 緑化施策の提案に関すること。
- (3) 緑化実践活動の推進に関すること。
- (4) 緑化の意識高場に関すること。
- (5) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱又は任命する30人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 推進会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第7条 推進会議に、特別の事項を調査するため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、都市計画部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

○水戸市附属機関の会議の公開に関する規程

平成16年 3月12日

水戸市規程第 2 号

改正 平成16年 6月10日規程第 7 号

平成26年 3月11日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、附属機関の会議を公開することにより、その透明かつ公正な運営を図り、もって市民の市政に対する理解を深めるとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項に規定する機関（当該機関に部会、小委員会等が設けられている場合は、当該部会、小委員会等を含む。）をいう。

2 この規程において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者をいう。

(公開の原則)

第 3 条 附属機関の会議は、公開する。ただし、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第 4 号）第 7 条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項について審議等を行うときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該会議を公開しないことができる。

(事前公表)

第 4 条 実施機関は、附属機関の会議の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に開催するときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、当該附属機関の会議を開催する日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる方法により附属機関の会議開催のお知らせ（様式第 1 号）を市民が閲覧できるようにすることにより行うものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 所管課の窓口、水戸市情報公開条例の規定による開示請求の窓口（以下「情報公開窓口」という。）、出張所、市民センター及び内原中央公民館における備付け

（平26規程 1 ・一部改正）

(傍聴)

第 5 条 附属機関の会議は、第 3 条第 1 項ただし書又は第 2 項の規定により公開しない場合を除き、傍聴することができる。

- 2 附属機関の会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、そのつど、実施機関が定める。
- 3 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、受付時間に受付簿（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。
- 4 実施機関は、傍聴しようとする者の数が第2項の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、附属機関の会議を開催する場所（以下「会議場所」という。）に入場できない。
  - (1) 危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又は傘の類を携帯している者
  - (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機又は映写機の類を携帯している者（次項第6号ただし書の規定により、撮影又は録音の許可を得た者を除く。）
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - (6) 酒気を帯びていると認められる者
  - (7) 前各号に定めるもののほか、附属機関の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 6 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守し、静穏に傍聴しなければならない。
  - (1) 会議場所における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 会議場所において発言をしないこと。
  - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (4) みだりに席を離れないこと。
  - (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (6) 傍聴席において写真及び映画の撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、特に附属機関の許可を得たときは、この限りでない。
  - (7) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
  - (8) 前各号に定めるもののほか、会議場所の秩序を乱し、又は附属機関の会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- 7 附属機関の長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反するとき、又は附属機関の長の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（平16規程7・平26規程1・一部改正）

（会議資料の提供）

第6条 実施機関は、附属機関の会議を公開するときは、傍聴人に会議資料（不開示情報が記録されている場合は、当該記録されている部分を除いたもの）を配布するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、図面、地図、写真、法令集等配布することが困難であると認める会議資料について、当該会議の間、当該会議場所において傍聴人に閲覧させることをもって前項の配布に代えることができる。

(平26規程1・一部改正)

(会議録の作成)

第7条 実施機関は、附属機関の会議終了後、速やかに会議録(様式第3号)を作成するものとする。この場合において、実施機関は、当該会議録に附属機関が指定する者2人以上の署名を得るものとする。

(会議録の公表)

第8条 実施機関は、前条の会議録及び会議資料について、会議録を作成した日から7日以内に次の各号に掲げる方法により公表するものとする。この場合において、当該会議録又は会議資料に不開示情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除いたものを公表するものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 情報公開窓口における閲覧

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表しないことに合理的な理由がある会議資料について公表しないことができる。

3 第1項の規定による公表は、前条の規定により会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

(平16規程7・平26規程1・一部改正)

(運営状況の報告)

第9条 実施機関は、毎年4月30日までに前年度に開催した附属機関の会議の公開に関する運営状況を記載した報告書(様式第4号)を作成し、及びその概要を当該報告書を作成した年度の6月末までに本市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

(平26規程1・旧第10条繰上)

(特別の定めがある場合の取扱い)

第10条 附属機関の会議の公開等について法令又は条例その他の規定に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(平26規程1・旧第11条繰上)

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に第4条の規定により会議開催の事前公表を行う会議から適用する。

付 則 (平成16年6月10日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月11日規程第1号)



この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

附属機関の会議開催のお知らせ

1 附属機関の会議の名称

2 議題及び公開・非公開の別

3 開催日時           年   月   日( )   時   分から  
    ※受付時間(   時   分から   時   分まで)

4 開催場所

5 傍聴人の定員       人

6 非公開の理由

7 傍聴手続に係る特記事項

8 問合せ先

(電話番号)

9 その他

様式第2号(第5条関係)

受 付 簿

年 月 日

附属機関名 \_\_\_\_\_

受付順位	抽 選 当 選 者	住 所	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			



様式第4号(第9条関係)

附属機関の会議の公開に関する運営状況報告書( 年度分)

年 月 日

総務部長 様

(担当部長名)

1 附属機関の名称

2 附属機関の会議の公開の状況

開催日	公開・非公開の区分	傍聴人数	開催回数(A)	公開とした回数(B)	非公開とした回数	傍聴の総人数	公開率(B/A)
	公開・非公開	人	回	回	回	人	. %
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					

- 備考1 この報告書は、附属機関ごとに作成をすること。  
2 公開・非公開の区分は、附属機関の会議の一部を非公開とした場合は、非公開とすること。  
3 公開率は、小数点以下第2位で四捨五入をすること。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第9条関係)

(平26規程1・一部改正)